

広報さかど（まちかど伝言板）掲載依頼にあたって

「まちかど伝言板」は、市民の皆さんが行うグループ活動を支援することを目的に広報紙に掲載しているものです。掲載にあたっては、その可否、方法、時期を広報広聴課に一任し、掲載内容の実施には行政広報の公共性、公益性を尊重し、市民及び市に迷惑がかからないようにしてください。

掲載の基準

- ・掲載は、原則として1年以上継続して活動しているグループとします。個人の活動は掲載できません。
- ・活動会場は、市内の公的施設（公民館・地区集会所など）とし、原則として民間施設を会場としたものは掲載できません。
- ・対象または目的が特定される催し（小・中学校在学生の父母対象、幼稚園の説明会など）は掲載できません。
- ・「催し物・教室・講座のお知らせ記事」・「クラブ員・会員の募集記事」は、どちらか年度内1回に限り掲載できます。なお、新規に会員等を募集する場合は原則として掲載はいたしません。

掲載できないもの

- ・営利目的（間接的なものを含む）の宣伝・広告活動を目的としたもの
- ・宗教的活動を目的としたもの
- ・政治的活動を目的としたもの
- ・個人の宣伝を目的としたもの
- ・その他、掲載意図及び内容が不明確なもの、掲載が不相当と認めたもの

手続き

- ・掲載依頼書は、直接広報広聴課に提出してください。電話、ファックス、郵送による依頼はできません。ただし、法人格を有する団体（社会福祉法人・医療法人・財団法人等）または法人に準ずると判断できる団体及び、特別な理由等が認められる場合に限り、電話、ファックス、郵送による依頼も受け付けできるものとします。
- ・連絡先は、原則として所在が市内の個人宅・団体事務所にしてください。
- ・クラブ員等の募集の場合は、会則・会計報告（予算書）・会員名簿・活動計画書など活動の内容が分かる書類を求める場合があります。
- ・会費、参加費などを徴収するものは会計の状況を確認するために、会計報告の提出を求める場合があります。

その他

- ・この掲載依頼を提出していただいても、紙面の都合により、掲載できない場合があります。
- ・掲載の有無は原則としてご連絡はいたしません。
- ・掲載内容の実施にあたっては、市民及び市に迷惑のかからないようにしてください。
- ・募金の記事に関しては掲載いたしません。

原稿締め切り等

- ・掲載依頼書は、掲載を希望する号の前々月の25日までに提出してください。
- ・掲載依頼書提出後に内容の変更があった場合は、すぐに広報広聴課に連絡をしてください。

その他、ここに書かれていないことについては広報広聴課に一任することとさせていただきます。

問い合わせ…広報広聴課広報広聴担当（☎283・1331 内線165）